

条件付き一般競争入札の公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び庄内広域水道企業団契約に関する規程（令和 8 年規程第 6 号）第 15 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

庄内広域水道企業団 企業長 佐藤 聡

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 庄内広域水道企業団本部会議室（2 階）
- (2) 日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午前 9 時

2 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度酒田地区水道管路更新・再整備計画作成業務委託
- (2) 委託場所 酒田市上水道給水区域内
- (3) 業務内容 設計図書のとおり。

設計図書に疑義があるときは、文書で受付します。

①質問受付日 令和 8 年 6 月 16 日（火）午前 10 時まで

②回 答 令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 4 時から

- (4) 委託期間 令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

- (5) 予定価格 24,230,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) 本公告日の前日までに、庄内広域水道企業団令和 8・9・10 年度競争入札参加者登録簿に登録された者で次に掲げる要件を全て満たす者であること。

① 登録部門	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に規定する登録部門のうち、「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けていること。
② 本店・営業所要件	山形県内に本店又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本店より入札に係る権限の委任を受けていること。
③ 技術者要件等	別添、本業務委託「仕様書」による。

- (2) 暴力団排除について、庄内広域水道企業団土木設計等業務委託契約約款第 43 条第 10 号の規定に該当しない者であること。

4 契約条項等を示す場所

- (1) 閲覧場所 企業団ホームページ及び企業団本部
- (2) 閲覧期間 入札日の前日まで

5 入札、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 相当額

6 入札参加者の申請及び確認

- (1) 令和 8 年 6 月 22 日（月）正午までに下記を庄内広域水道企業団総務課契約検査室に持参してください。郵送による申請の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封し期限まで必着のこと。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 2 部（1 部受付印を押印し返却します。）

- イ 建設コンサルタント登録規程で「上水道及び工業用水道部門」の登録を受けていることを証明するもの

- (2) 入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により申請者に令和 8 年 6 月 23 日（火）に通知することとする。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和 8 年 6 月 24 日（水）午前 10 時まで

- イ 提出先 庄内広域水道企業団 総務課 契約検査室

- ウ 提出方法 持参又は F A X

※申請書受付の最終日から契約締結までの期間中のいずれの日においても庄内広域水道企業団から指名停止措置を受けていないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。

7 その他

- (1) 「庄内広域水道企業団建設工事条件付き一般競争入札実施要綱」をご覧ください。要綱第 9 条の規定により、入札を無効にする場合があります。

- (2) 入札の際は第 1 回目の入札書の金額と同額の委託費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印の上、提出すること（金抜き設計書の項目で単価明細は不要です）。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。

- (3) 本業務は、庄内広域水道企業団変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者といたします。最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格となります。

詳細は企業団のホームページ内の「庄内広域水道企業団変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照ください。

- (4) 請負代金額が 100 万円を超える業務については前払金を請求することができません。（庄内広域水道企業団土木設計等業務委託契約約款第 35 条第 1 項及び第 3 項）

- (5) 詳細については入札説明書をご確認ください。

- 8 問い合わせ先 庄内広域水道企業団総務課契約検査室 電話 0234-42-0179
999-7781 庄内町余目字滑石 1 番地 1 F A X 0234-42-0180